

新型コロナウイルス感染症の行政検査の集合契約について（案）

1 概要

新型コロナウイルス感染症について、患者数が増加していることを踏まえ、令和2年3月6日から新型コロナウイルスに係る SARS-CoV-2 核酸検出（以下「核酸検出検査」という。）が、令和2年5月13日から SARS-CoV-2 抗原検出（以下「抗原検査」という。）が保険適用の対象となりました。

これらの検査については、新型コロナウイルス感染症患者の治療及びまん延を防止する観点から、行政検査の一環として実施する必要があるとあり、患者の自己負担が公費で賄われるため行政との委託契約が必要となります。

そこで、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市では新型コロナウイルス感染症の行政検査の実施について、公益社団法人愛知県医師会と集合契約を行うこととなりました。

愛知県医師会員の皆様におかれましては本契約に基づき、行政検査を実施する場合、公益社団法人愛知県医師会に委託契約締結に関する委任状を提出していただく必要がございますので、御協力賜りますようお願いいたします。

2 委託契約について

(1) 契約方式

公益社団法人愛知県医師会をとりまとめ機関としての集合契約

(2) 対象となる検査

核酸検出検査（PCR検査等）、抗原定性検査、抗原定量検査

(3) 委託契約の要件

委託契約にあたっては、以下の事項を全て満たすことが必要です。

ア 唾液の検体のみを取り扱う場合

- 新型コロナウイルス感染症疑い患者が他の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられている（少なくとも診察室は分けられていることが望ましい）こと。
- 必要な検査体制が確保されていること。
- 以下のとおり、医療従事者の適切な感染対策が講じられていること。
 - ・標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
 - ・採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

イ 唾液に加え、唾液以外の検体（喀痰、鼻咽頭ぬぐい液等）を取り扱う場合

- 新型コロナウイルス感染症疑い患者が他の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられている（少なくとも診察室は分けられていることが望ましい）こと。
- 必要な検査体制が確保されていること。

- 以下のとおり、医療従事者の適切な感染対策が講じられていること。
 - ・ 標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
 - ・ 採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。
 - ・ 鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
 - ・ エアロゾルが発生する可能性がある手技を実施する場合は、N95マスク、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。

(4) 行政検査適応の開始時期

令和2年4月1日以降に実施した診療分から適応します。

(5) 行政検査の対象

「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査に関するQ&Aについて」（令和2年7月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に以下のように示されています。

- ア 新型コロナウイルス感染症の患者
- イ 当該感染症の無症状病原体保有者
- ウ 当該感染症の疑似症患者
- エ 当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

(6) 受診等の流れ（別紙1参照）

- ア 有症状患者等は医療機関に連絡し、受診予約をしたうえで、受診
- イ 医療機関は診断の結果、新型コロナウイルス感染症を疑う場合は検査を実施
 - (ア) 外部民間検査機関において実施する場合
検体を採取し、各医療機関が契約をしている検査機関に検査を依頼
 - (イ) 自院において実施する場合
抗原検査キットや自院において検査機器が整備されている場合は自院において検査を実施
- ウ 検査結果については判明し次第、患者に速やかに連絡すること。なお、検査結果が陽性の場合、感染症法第12条に基づく発生届を所定の様式により最寄りの保健所に提出すること
- エ 検査件数等については、医療機関を所管する自治体が定めた方法により報告すること

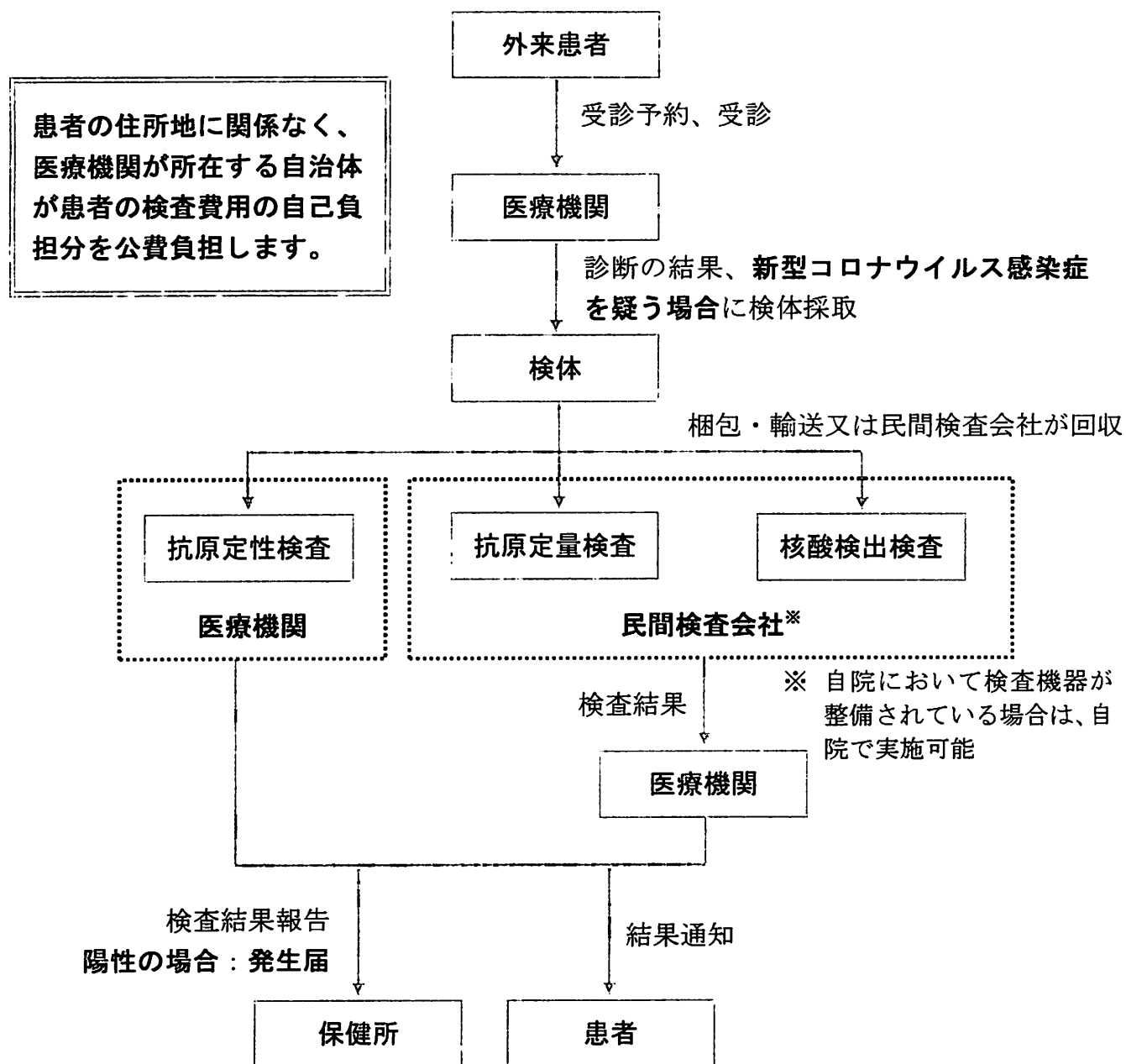
3 検査費用等について

別紙2のとおり

4 その他

検査協力医療機関としての公表についての可否（ホームページ等での公表）及び患者からの問合せ時の情報提供（患者からの問合せにのみ情報提供）の可否について委任状にその旨を表明してください。

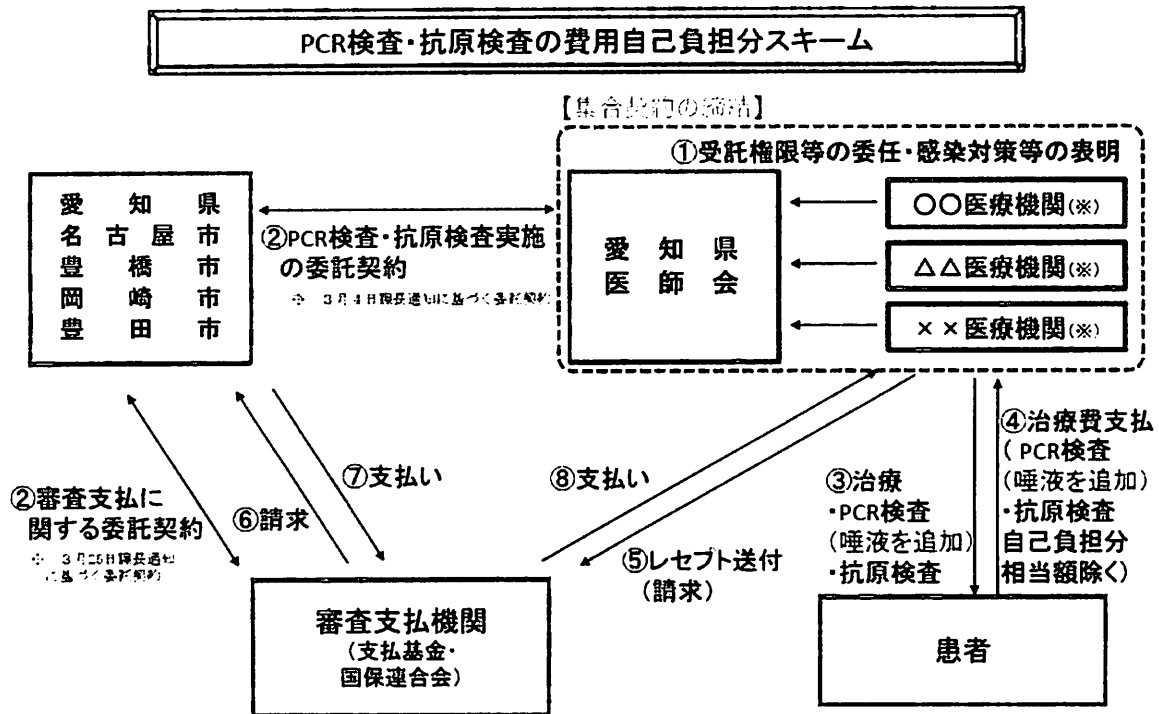
新型コロナウイルス感染症の行政検査の流れ



<行政検査の対象>

「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査に関するQ&Aについて」（令和2年7月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

- 新型コロナウイルス感染症の患者
- 当該感染症の無症状病原体保有者
- 当該感染症の疑似症患者
- 当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者



・行政検査として実施するため、検査料については受診者の自己負担額はありませんので患者から徴収しないでください。

・公費負担となるのは受診者のPCR検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」)及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料又は抗原検査料(「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」)及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料にかかる自己負担に相当する金額です。なお、**初再診料や検体採取料など検査以外の費用については自己負担額があります**ので、患者から徴収してください。

・検査料及び判断料の自己負担に相当する金額については、補助額として審査支払機関が愛知県等に代わって、医療機関に支払います。

集合契約による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律第15条に基づく調査に関する事務契約書（案）

行政検査（核酸検出検査又は抗原検査。以下同じ。）の実施に係る診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、愛知県知事（以下「甲」という。）、名古屋市長（以下「乙」という。）、豊橋市長（以下「丙」という。）、岡崎市長（以下「丁」という。）及び豊田市長（以下「戊」という。）と行政検査の実施を希望する別に定める委託医療機関一覧表（以下「一覧表」という。）に記載する医療機関（以下、各医療機関を個別に「己」という。）及び戊から行政検査の委託契約に関する権限の委任を受けた公益社団法人愛知県医師会 会長 柵木 充明（以下「庚」という。）は次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本委託契約書は「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「行政検査通知」という。）が改正された場合には、本契約の当事者間で別途合意する場合を除き、当該通知の改正に基づく見直しがされたものとみなすものとする。

- 第1条 甲、乙、丙、丁及び戊は、己が核酸検出検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）又は抗原検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）を行った場合に、受診者の核酸検出検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額又は抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。
- 2 前項において、検体を採取した己の所在地が名古屋市内の場合は乙が、豊橋市内の場合は丙が、岡崎市内の場合は丁が、豊田市内の場合は戊が、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く県内の場合は甲が補助を行うものとする。

第2条 前条の契約期間は、契約締結日から令和3年3月31日までとする。

第3条 己は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、核酸検出検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額又は抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療に要する費用の額

の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額（他の公費負担医療との適用順については、感染症法第37条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。）を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。

第4条 甲、乙、丙、丁又は戊と己の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金愛知支部又は愛知県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

第5条 己は、行政検査を実施した場合には、検体を採取した己の所在地が名古屋市内の場合は乙に、豊橋市内の場合は丙に、岡崎市内の場合は丁に、豊田市内の場合は戊に、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く県内の場合は甲に報告することとする。なお、当該報告は、やむを得ない事情がある場合を除き、己が「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（以下「HER-SYS」という。）に入力することにより行うこと。この場合において、己は、原則として、検体採取日当日中に「氏名」、「検体採取日」、「検査方法」、「検体」の項目を、検査結果判明日当日中に「結果」の項目をHER-SYSに入力するものとする。また、甲、乙、丙、丁又は戊は、己からの請求内容について疑義がある場合には、己に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

2 前項において、己がHER-SYSに入力できない場合は、書面により報告するものとする。なお、この場合における報告様式等は別に定める。

第6条 己は、行政検査を実施するに当たり、適切な感染対策の実施など、行政検査通知（その後の改正を含む。）に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件を遵守する。甲、乙、丙、丁又は戊は、己が本条に違反した場合、又は、本条に規定する要件を満たしている旨の契約締結時の己の表明が虚偽若しくは不正確である場合には、直ちに己との間の本契約を解約又は解除し、一覧表を修正することができる。その場合には、甲、乙、丙、丁又は戊は修正した一覧表を庚に通知する。

第7条 庚は、己から、行政検査の委託契約に関する権限の委任を受けるに当たり、己が前条に規定する適切な感染対策が講じられていること等の要件を満たしている旨を表明していることを確認する。また、本契約が締結されたことをもって、庚が甲、乙、丙、丁又は戊に対して己による上記の表明を伝達したものとみなされるものとする。

第8条 庚は、本委託契約締結後に新たに他の医療機関から本契約の締結について委任を受けた場合、又は、己から本契約を解約する旨の申し出を受けた場合は、一覧表を修正し、甲に通知するものとする。甲は己の所在地が名古屋市内の場合は乙に、豊橋市内の場合は丙に、岡崎市内の場合は丁に、豊田市内の場合は戊に通知するものとする。この場合には、甲、乙、丙、丁又は戊が別段の異議を述べない限り、当該通知がされた日をもって、一覧表の変更の効力が生じ、当該変更の対象である医療機関との間で本契約の締結又は解約の効力が生じるものとする。

第9条 本契約は、^{令和2年}本契約締結日にかかわらず、4月1日以降に実施した診療分から適用する。

この契約の証として本書6通を作成し、甲乙丙丁戊庚それぞれ1通を保管する。

令和2年 月 日

甲 愛知県

愛知県知事 大村 秀章

乙 名古屋市

名古屋市長 河村 たかし

丙 豊橋市

豊橋市長 佐原 光一

丁 岡崎市

岡崎市長 内田 康宏

戊 豊田市

豊田市長 太田 稔彦

庚 名古屋市中区栄四丁目14番28号

公益社団法人愛知県医師会

会長 柵木 充明

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（唾液検体）の
委託契約締結に関する委任状

当院は、愛知県医師会会長に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（その後改正を含む。以下「行政検査通知」という。）に規定された行政検査の実施に係る委託契約に関する下記の権限を委任いたします。

記

新型コロナウイルス感染症に係る核酸検出検査（唾液）及び抗原検査（唾液）の実施について、愛知県等との行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項

(以下、全ての□にチェックがつくことが必要)

当院が本件行政検査通知に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として愛知県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件として掲げられている以下の事項をいずれも満たしていることの愛知県に対する表明

- 新型コロナウイルス感染症疑い患者が他の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられている（少なくとも診察室は分けられていることが望ましい）こと
- 必要な検査体制が確保されていること
- 以下のとおり、医療従事者の適切な感染対策が講じられていること
 - ・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること
 - ・採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること

*検査協力医療機関としての公表の可否 可 ・ 否

*患者からの問合せ時の情報提供の可否 可 ・ 否

2020年 月 日

委任者

医療機関名称：

所在地：

連絡先（電話番号）：

開設者氏名：

印

住所：

〔法人の場合はその名称、主たる事務所の所在地、
代表者の職、氏名及び法人登記印〕

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の
委託契約締結に関する委任状

当院は、愛知県医師会会長に対し、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（その後改正を含む。以下「行政検査通知」という。）に規定された行政検査の実施に係る委託契約に関する下記の権限を委任いたします。

記

新型コロナウイルス感染症に係る核酸検出検査及び抗原検査の実施について、愛知県等との行政検査に係る委託契約を締結、変更並びに解約及び解除に関する一切の事項

(以下、全ての□にチェックがつくことが必要)

当院が本件行政検査通知に規定された「帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として愛知県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件として掲げられている以下の事項をいずれも満たしていることの愛知県に対する表明

- 新型コロナウイルス感染症疑い患者が他の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられている（少なくとも診察室は分けられていることが望ましい）こと
- 必要な検査体制が確保されていること
- 以下のとおり、医療従事者の適切な感染対策が講じられていること
 - ・標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること
 - ・採取された唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること
 - ・鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること
 - ・エアロゾルが発生する可能性がある手技を実施する場合は、N95マスク、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること

*検査協力医療機関としての公表の可否 可 ・ 否

*患者からの問合せ時の情報提供の可否 可 ・ 否

2020年 月 日

委任者

医療機関名称：

所在地：

連絡先（電話番号）：

開設者氏名：

印

住所：

（法人の場合はその名称、主たる事務所の所在地、
代表者の職、氏名及び法人登記印）

新型コロナウイルス感染症行政検査結果報告書

報告年月日 令和 年 月 日

検査結果判明日	曜日	検査人数 [※]	検査方法	検査機関	検査件数
	月		核酸検出		
			抗原検出		
	火		核酸検出		
			抗原検出		
	水		核酸検出		
			抗原検出		
	木		核酸検出		
			抗原検出		
	金		核酸検出		
			抗原検出		
	土		核酸検出		
			抗原検出		
	日		核酸検出		
			抗原検出		

※同じ人が核酸検出と抗原検出を両方実施した場合は「1」とカウントすること。

#毎週月曜日から日曜日までに検査結果の判明した件数を翌週の月曜日正午までに報告してください。

医療機関名 : _____

報告者氏名 : _____